

専第5号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年8月22日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 4,325,303円

相手方		事由
名称	住所	
九州活魚センター株式会社	福岡市中央区那の津三丁目11番9号	鹿屋港護岸の陥没による活魚運搬車損傷事故